狛江町広報

発行 狛江町役場
昭和42年4月1日発行　第81号　電話（480）1181（代）

42.3.1 現在（推計人口）

		本月	前月比
人口	男	22,790	110 増
	女	22,050	49 増
	計	44,840	159 増
世帯数		15,246	44 増

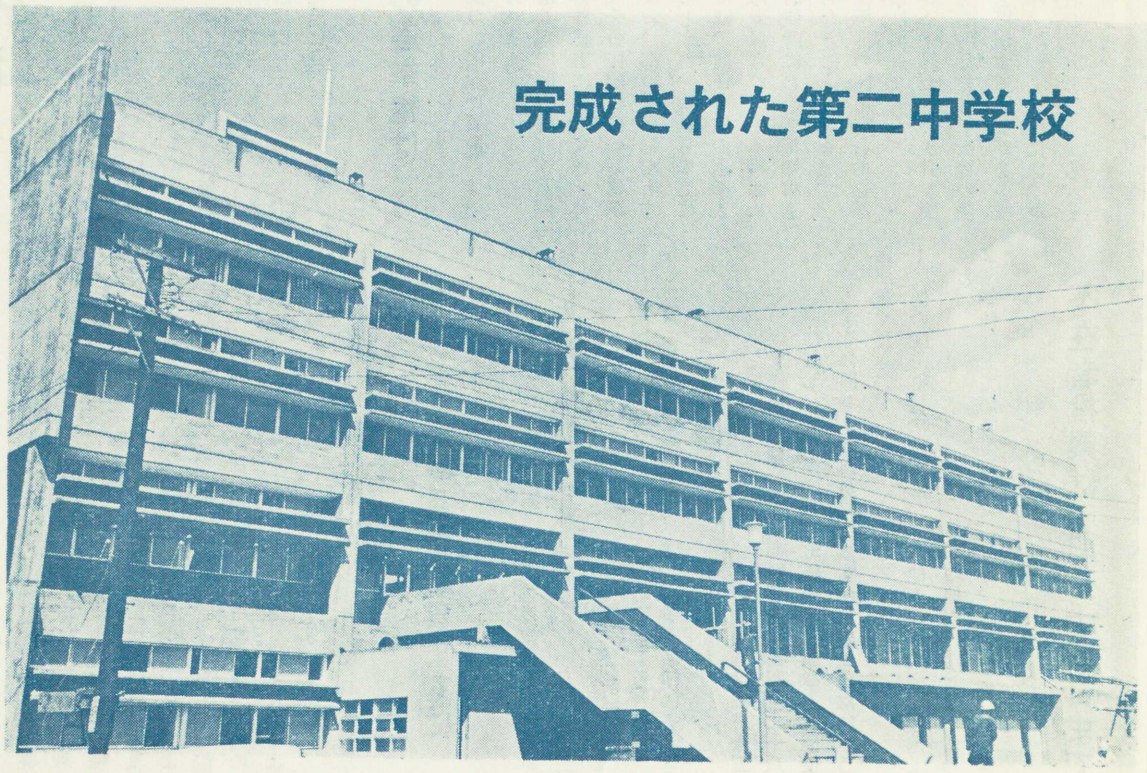

完成された第二中学校

第二中学校完成

四月一日開校

生徒増に伴い第一中学校の一校では生徒を収容しきれなくなるうえ学校運営上あるいは学校管理上に支障があるために中学校を一校増設することに決定されました。

増設が決定される第二中学校の新築工事は昨年十月に株式会社浅沼組東京支店により着工され、三階建て鉄筋コンクリート造り、普通教室十二教室、特別教室四教室、管理室からなり、延べ面積は二千三百八平方メートル、総工費五千九百九十万円で工事が順調に進められ、このほど完成し四月一日から開校することになりました。

なおこの建設資金の一部には郵政省の簡易保険積立金の融資を受けています。

第二中学校の開校に伴い、中学校の通学区域が変わります。

六郷用水を境に北側が第一中学校の区域に、南側が第二中学校の区域になります。

町立和泉保育園が完成

昨年十月に着工した町立保育園が二月二十三日に完成し、町で初めての町立和泉保育園として四月から開園します。

保育園の規模は三百八平方メートルで保育室三乳児室、ほふく室各一、事務室、その他となっています。園内のブランコ、スベリ台、ジャングルジム等が良い子の来るのを待っています。

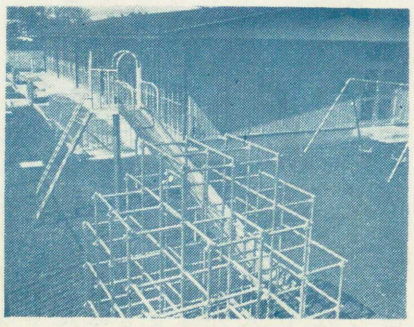

〈完成された町立和泉保育園〉

選挙特報

都知事選挙は四月十五日に

任期満了によれることになり、すでに三月二十一日の告示日から選挙運動が展開されています。

投票は四月十五日に行なわれ、開票は四月十六日午前八時から各市町村ともいっせいに行なわれ、だいたいの開票結果は同日の午後には判明する予定です。

役場の御用は早めに

今回の選挙は、都知事選挙と町議会議員選挙とも投票日が平日のため、当日は役場職員の大半が投票所勤務となるため役場の事務力は平常より低下します。窓口、その他役場への御用はなるべく前の日までに済ませてくださるようお願いします。

住所移転者の選挙権は

地方選挙における選挙権は当該区市町村の区域内に引き続き三か月以上の住所を有する満二十歳以上の日本国民であることが要件とされ、かつその者が投票するためには当該区市町村の選挙人名簿に登録されていることを要する。

(今回の名簿調製は昨年の十一月三十日以前からの居住者で本年三月一日までに登録の申出をされたかた。なお、転入手続きと同時に申し出をされたかたは必要ありません)

したがって名簿に登録されている者でも当該区市町村の区域外に転出したときは、当該区市町村の選挙権およびその区域を包括する都道府県の選挙権を有しないので選挙人名簿登録地において投票することはできなくなります。

しかし都内区市町村相互間の住所移転者にあっては例外としてその住所移転一回に限り、なお、都の選挙権を有するものとされ、これらの者にあっては、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、前住所において都知事選挙を行なうことができます。

(前住所地の区市町村の選挙の投票はできません)

なお、投票にあたり引き続き都内に住所を有する旨の証明書を提示する必要がありますから、該当するかたは、現住所地の区市町村長から、その証明文書を受けてください。

入場券の配布は四月十三日までに

四月十五日に行なわれる都知事選挙と四月二十八日に行なわれる町議会議員選挙の投票所入場券は四月十三日までに配布します。配布を受けたらその場で家族の有権者の人数分があるかどうか確認してください。万一漏れていた場合はその場で係員に御連絡ください。ただし、次に掲げる人の入場券はありませんから御注意ください。

1　他の区市町村に転出したかた。

2　居住はしていても登録の申し出がされていないかた。

3　登録の申し出はされていても三月一日現在で三か月の住所要件を満たしていないかた。

4　選挙人名簿に登録されていないかた。

この入場券は四月十五日の都知事選挙と四月二十八日の町議会議員選挙と二回使用しますから紛失しないよう保管してください。

他人の入場券を使用したりその他不正な行為があったときは、法律により処罰されることがあります。

不在者投票は四月十四日まで

選挙期日の告示日から選挙期日の前日まで行なわれます。

選挙期日の告示日　三月二十一日

選挙期日の前日　四月十四日

不在者投票は投票日に投票所で行なうものの例外規定として取り扱うものですからその手続きは一般の投票にくらべめんどうなことが要求されます。

次の理由によって不在者投票を請求する場合には、次の証明書が必要です。

1　狛江町外で職務、業務に従事する場合

その職務に関する会社、役所の長の証明書

2　やむを得ない用務等で町外に旅行中、滞在中の場合

医師、旅行先の市町村長等の証明書

いずれも証明用紙は、選挙管理委員会にあります。

なお、転勤、転居等の理由により都知事選挙の不在者投票は、勤務先もしくは転居先が東京都内であるものに限り有効となるものであって、東京都以外の道府県への転勤もしくは転居者の都内の選挙人名簿登録地の前住所である区市町村での不在者投票はできません。

また、都知事選挙において東京都北多摩選挙区の区域外の住所に居住していて選挙人名簿登録地の前住所へ不在者投票用紙等を請求する場合ならびに都内区市町村相互間の住所移転者にあってはその住所移転一回に限り、なお、都の選挙権を有するものです。

これによって狛江町外で職務、業務に従事中またはやむを得ない用務等で町外に旅行中、滞在中等により不在者投票用紙等の請求をする場合はいずれも不在者投票事由該当証明書のほか法の定めるところの「引き続き都内に住所を有することを証するにたりる文書」を提出しなければなりません。

公営ポスター掲示場は五十五か所

今回の選挙の選挙運動用公営ポスター掲示場は全体で五十五か所となり一月の総選挙から五か所増設されました。

設置個所は増設個所を除いた五十か所は一月の総選挙の設置個所をそのまま使用し、増設の五か所については増設投票区の多摩川住宅内に設けることになりました。

投票所は八か所に

四月の地方選挙から、新たに多摩川住宅に投票区を増設し第八投票所を設けました。

選挙人に配布される入場券には、その居住している区域の投票所が印刷してありますから必ず指定された投票所で投票してください。

各投票区の投票所は、次のとおりです。

第一投票所	第一小学校　和泉二一〇五
第二投票所	第二小学校　和泉二三五
第三投票所	いづみ幼稚園　猪方四二九
第四投票所	第三小学校　猪方七四〇
第五投票所	岩戸公民館　岩戸五五三の三
第六投票所	第一中学校　和泉一三二〇
第七投票所	狛江保育園　小足立九三二
第八投票所	第四小学校　和泉三五七一

町議会議員選挙
立候補予定者に
説明会を開きます
四月二日　午後一時から

四月二十八日に行なわれる町議会議員選挙に立候補を予定されているかたは、ぜひ御出席ください。

なお会場の都合により、御出席を願う人数は立候補予定者一名につき、予定者または代人をあわせて二名を限度としますから、あらかじめ御了承ください。

日時　四月二日午後一時
会場　狛江町役場

この一票
あなたが築くよい東京
みんな投票しましょう

町議会議員選挙の日程　　立候補予定者はお忘れなく

4月28日に行なわれる町議会議員選挙の事務日程は次のとおり決定しました。

立候補を予定されているかたは，とくに注意願います。

月　日	曜	事　項
4．2	日	立候補予定者説明会　（午後1時）
4．18	火	届出書類，公報原稿およびポスターの事前審査
4．19	水	同　上
4．21	金	告示日　（立候補届出受付開始）
4．22	土	選挙公報掲載申請締め切り 選挙公報掲載順序のくじ　（午後7時）
4．24	月	立候補届出締切日
4．25	火	選挙（開票）立会人届出締切日 投票所氏名等掲示順序のくじ（午前10時）
4．26	水	選挙（開票）立会人のくじ（午前10時）
4．27	木	選挙運動最終日　　選挙公報配布期限
4．28	金	投　票　日
4．29	土	選挙会（開票）　　（午前8時）

◎切り取って目立つ場所に張っておいてください。

出張徴収の場所	出張徴収の日　時間2～4時 月/日	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 足立屋 小足立	1日目	1	1	1	1	1	2	1	1	8	1	1
2 浜口一宅 和泉1262												
3 政岡静宅 和泉 957												
4 名古屋智恵子宅 和泉 47	2日目	2	2	3	2	2	3	2	2	9	2	2
5 石井三三宅 和泉1691												
6 石井チヨ宅 和泉 658												
7 白井一三宅 和泉 822	3日目	4	3	4	3	4	4	4	4	10	3	4
8 井上源三宅 和泉1755												
9 石井市郎宅 和泉2176												
10 井上和輔宅 和泉3232	4日目	6	5	5	4	5	5	6	5	11	5	5
11 谷田部啓治宅 和泉2515												
12 松田勇宅 和泉2073												
13 千坂栄基宅 岩戸1166	5日目	8	6	6	5	6	6	7	6	12	6	6
14 山田なみ宅 岩戸1115												
15 村田正太郎宅 岩戸 492												
16 円住院 駒井	6日目	9	7	7	7	7	7	8	7	13	7	7
17 栗原泰一宅 猪方 219												
18 栗原清治宅 猪方 723												

年金

昭和四十二年度中における年金保険料の徴収場所を次のとおり設けます。被保険者の皆さん、御利用ください。

昭和四十一年度分を完納されていないかたへ

今月は保険料第四期分の納期です。四十一年度中の保険料は今月を過ぎますと印紙納入ができなくなり納入方法がたいへん不便になりますので未納分のあるかたは完納するようにしてください。

転入転出されるかたへ

転出あるいは転入されるかたは住民課窓口に転出入の申し立てをしますが、そのときに年金加入者は必ず年金手帳を提示して係員の指示を受けるようにしてください。

他の年金制度に加入したかたへ

いままで国民年金に加入されていたかたが、他の公的年金（厚生年金、船員保険、公務員共済組合年金等）へ移った場合は、そのまま放置しておくことなく、年金手帳、厚生年金の手帳または証書を持って早急に取下手続きを済ませるようにしてください。

福祉年金を受給されているかたへ

現在福祉年金を受給されているかたは、来月六日に給付される五月期分を受けとられた後に四十二年分の請求手続きをしてもらいますが、そのときに四十一年中の総所得金額（受給者、本人に所得がない場合は扶養義務者の分）が必要ですので、税金の申告が済まされていないかたは、済ませておいてください。

和泉多摩川公園 整地工事終わる

和泉自動車教習所の上流の河川敷を公園用地として、さる三月七日から陸上自衛隊によって整地工事が行なわれていましたが、このほど完成しました。

なお、施設については四十二年度予算で夏ごろまでに一部完成の予定です。

〈自衛隊による整地工事〉

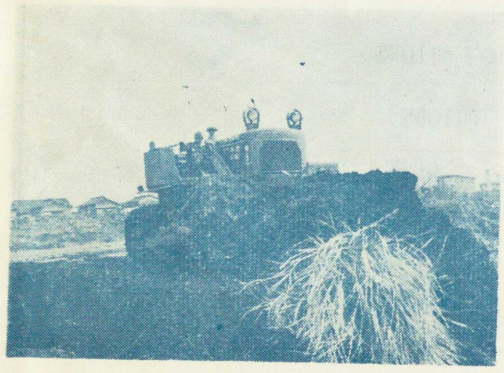

身体障害児 精神薄弱児 を育てているかたに 町で手当を支給します

重度の身体障害児童や精神薄弱児童を育てている保護者に福祉手当を支給することになりました。これはこうしたお子さんを育てている保護者の日ごろの御苦労と、これからも力強く養育していっていただくために設けられたものです。

支給要件
一　身体障害児童の場合は障害程度が一級から四級まで。
二　精神薄弱児童の場合は、知能指数が五十以下である。
三　これらの要件に該当する児童を現在養育している保護者で、町内に一年以上居住している人。

前記要件に該当する者は収入金額にかかわらず支給されます。
（児童福祉施設に入園させている人でも資格はあります）

支給申し込み
役場福祉課に申し出てください。四月一日から受け付けます。

支給金額
▽身体障害児童の場合
障害程度
一級～二級　月額一千四百円
三級～四級　月額一千二百円
▽精神薄弱児童の場合
知能指数二十五以下
月額　一千四百円
知能指数五十以下
月額　一千二百円
問い合わせは役場福祉課へ。

職員募集

狛江町では、次の要領で職員を募集しています。希望者は必要書類を添えてお申し込みください。

職種　保健婦（保育園勤務）　若干名
学校警備員　若干名
集金検針員（水道）　若干名
作業員（土木）　若干名

資格　保健婦は、高卒以上の学歴を有し、年齢二十歳以上三十歳未満の者。学校警備員は、年齢二十五歳以上四十歳未満の身体強健な男子（学歴不問）。集金検針員は、中卒以上の学歴を有し、年齢二十歳以上三十歳未満の男子。作業員は年齢二十歳以上三十歳未満の身体強健な男子。（学歴不問）

待遇　当町給与規定による。

提出書類　保健婦は、履歴書（写真添付）および資格証明書。学校警備員・集金検針員および作業員は履歴書（写真添付）

応募期間　四月一日から四月十五日まで。

詳細は、総務課人事係へ。

旧金鵄勲章年金受給者に 一時金が支給されます

一　旧勲章年金受給者に関する特別措置法の施行により、次のすべてに該当する者に一時金十万円が支給されます。
1　日清戦争から満州事変までの武功により金鵄勲章を授与されたことにより、昭和二十年末まで金鵄勲章年金を支給されていた者（支那事変の武功により金鵄勲章を授与された者は除かれます）
2　昭和三十八年四月一日に日本国の国籍を有する者。
3　昭和二十一年以降昭和三十八年四月三十一日までの間に、三年をこえる懲役もしくは、禁錮以上の刑に処せられたことのない者。
二　一時金の請求は、住所地の市区町村長を経由して内閣総理大臣に対して行なうことになっていますが、現在役場でも受け付けていますから、詳しいことは、役場福祉課でお聞きください。
三　一に該当する者が、一時金を請求しないで死亡したときは、その者の相続人が本人の名で一時金を請求することができますが、その手続きは二と同様です。

税の出張収納

次の表のとおり固定資産税、都市計画税第一期分、軽自動車税定期分の出張収納を行ないます。役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月日	時間	場所	区域
四月二十五日（火）	自前九時三十分至前十二時	和泉名古屋万吉商店	上和泉
	自後一時至後二時	小足立寺西菓子店	上小足立
	自後二時三十分至後四時	覚東千手院前	覚東
四月二十六日（水）	自前九時三十分至前十二時	覚東天理教会前	覚東
	自後一時至後三時三十分	岩戸慶岸寺	岩戸東部地区
四月二十七日（木）	自前九時三十分至前十二時	岩戸明静院前	岩戸南部地区
	自後一時至後三時三十分	駒井旧消防詰所前	駒井
四月二十八日（金）	自前九時三十分至前十二時	猪方谷田部米店猪方販売所	猪方南部地区
	自後一時至後三時	和泉玉泉寺前	下和泉

◎国民年金も取り扱います。

今月は固定資産税、都市計画税第一期分、軽自動車税定期分の納期です。

⊙お知らせ　五月号（五月一日発行）の広報は町議会議員選挙の結果を掲載する都合上配布が二、三日遅れる予定です。

教育だより

新一年生のおかあさまへ

小学校への入学ということは、子どもさんが幼児期をぶじ卒業され、これから少年期に向かって一歩踏み出すというまことに記念すべき日であり、皆さまがたのお喜びはいかばかりかと思います。

しかしながら、そうしたお喜びとは別に、通学のため現在のようなきびしい交通事情につつまれた街頭に、子どもさんをお出しになる御心配も少なくないことと思われます。

ここ数年、毎日のように新聞やテレビ、ラジオで、交通事故の暗いニュースが報じられていますが、学校としましてもいろいろな対策を行なっています。

しかし、現在のようなきびしい交通事情のもとにおきまして、安全な交通をするためには「相手方に気をつけてもらう」というだけの消極的な態度ではなく「自らを守る」といった積極的な気持ちなり態度なりが最も必要なことであろうと思われます。

まして、子どもさんの場合は、小さいうちから交通安全のための具体的なしつけが必要となってくるのです。

そこでお願いしたいことは買い物やお出かけなどで子どもさんといっしょに歩く際などに〝こういうところにはこんな危険がある〟〝こんな場所ではこうした注意が必要〟といったことを、具体的な形で教え、よく納得させ、さらには、いついかなるときでも安全な行動ができるような習慣を身につけさせていただきたいということです。

最後に、子どもの交通事故の統計を見ると、小学校低学年のおもな事故原因は、

◉急に車道にとび出した
◉不注意な横断をした
◉自転車に乗っていて
◉道路で遊んでいて

といったことになっています。

また小学一年生の事故は、他の学年にくらべて多く、なかでも、一学期は、二学期や三学期にくらべ、最も多く発生しています。

幼ないため自分自身を守ることができない子どもさんのために、あすといわず今すぐに、具体的な指導を実行されますよう、重ねてお願いします。

しかし、実際には親はなかなか子ども会まで手がのびません。そこで手足になるのが子ども会指導者グループ「みたけ」です。どうぞ地域で話し合って教育委員会社会教育係に御相談ください。

（電話役場内62番）

子ども会のために「みたけ」を御活用ください

子どもたちは遊びを通じて社会性・協調性・創造性を身につけます。そしてそれぞれの親はじょうぶですこやかな子であれと願っています。この願いを安全に組織的にはぐくんでいくのが子ども会活動です。

各団体で新入会員を募集しています

青年団体

狛江町青年団
体育活動を中心に年間をとおして活動

こども会指導者グループ「みたけ」
こども会指導を目的としたグループ

友の会
月一回労音参加、青年学級OBを中心にしたサークル

フォークダンスの会
月一回フォークダンスのつどいでおなじみのサークル

青年読書サークル
先月号で募集したサークル。もう一息で発足

体育団体

軟式野球連盟
春秋二回の大会開催

軟式卓球連盟
春秋二回の大会開催、団体・個人加盟も受付

スキー協会
スキー教室、バッジテスト、技術講習開催

軟式庭球協会
月二回の練習会、二回の大会開催

バドミントン協会
毎週金曜夜練習会、二回の大会開催

学校行事

卒業式

昭和四十一年度町立学校の卒業式は第一、第二小学校は三月二十五日、第三小学校は三月二十四日、午前十時から行なわれました。

六年間の思い出をこめて、卒業した児童は一小（百三十五名）二小（百五十八名）三小（百三十名）計四百二十三名です。

中学校は三月十七日午前九時から体育館で盛大のうちにぶじ終了しました。

社会に、進学にとそれぞれ希望に胸をふくらませて卒業した生徒は三百四十一名でした。

入学式

新年度の入学式の日時は次のとおりです。

各小学校は四月六日、各中学校は四月七日、いずれも午前十時からです。

中学生の進路状況

今春中学校を卒業した三百四十一名の進路状況

進学者は国立四名、都立百二十六名、私立百七十名です。

就職者は三十八名（内定時制八名）で、残り二名が家事従事者です。

狛江町青年学級生募集
働きながら楽しく学ぼう

〝青年学級とは？〟

青年学級とは、昼間働く青年が楽しい**仲間づくり**やレクリエーションをしながら、職場のこと、故郷のこと、青春の悩みなどを話し合ったり、**実際生活**に役立つ知識や技術をみんなで学び合うところです。

ひとりで来てもすぐ友だちができます。二度とない青春時代をみんなで手をつなぎ、青年学級で有意義に過しましょう。

〝いつ、どこで、何を？〟

期日は、四月二十日から翌年三月中旬までの一年間、毎週火、木、土の三回、夜七時から九時まで。

場所は、狛江町集会所（役場うら、狛江駅から五分）

内容は別表のとおりです。

〝入級するには？〟

資格は、狛江町に在住、在勤の勤労青年であればどなたでも歓迎。二十五歳以下を原則とします。

費用は、テキスト代、教材費の実費を負担するだけで授業料はいりません。

申し込み・問い合わせは、狛江町教育委員会社会教育係。電話でどうぞ。

開級式は、四月二十日（木）午後七時から集会所で行ないます。

〝この記事を読んだかたにお願い〟

青年学級のことを知らない人がたくさんいます。あなたの家庭、近所職場などの青年にこの記事のことを知らせてあげてください。

教科活動	ペン習字、華道、料理、話し方
全体活動	生活の教養（友情と恋愛、職場のこと、時事問題などの話し合い）
自主活動	スポーツ、レクリエーション、委員会活動
年間行事	ハイキング、一泊研修会、キャンプ、水泳、文化祭、体育祭、クリスマスパーティー等

<写真説明>
楽しく遊び，楽しく学ぶ青年学級

〝本をありがとう〟

毎週水曜の午後に開かれている水曜図書室に石村一恵様（大尉の娘他十六冊）内山卓様（若い根っこ二十二冊）大野錫様（ロビンフッドの冒険）橋元昌幸様（アフリカ猛獣境他五冊）から寄贈されました。どうぞ御利用ください。

みんなで楽しくフォークダンスのつどい

四月十五日午後六時半から
狛江町集会所ホール
◉今月のうたをお楽しみに。

新入社員にぜひ防火教育を

万物の待ちに待った春、そして万物の育ちはぐむ春とともに、夢と希望を胸にいだいて学窓を巣立ち、就職され、新しい社会人となられる人々に、会社、事業所では防火教育等について受け入れ態勢が確立されているでしょうか。

これを機会に、職場教養の一つとして、防災の教育をぜひ行なっていただきたいと思います。特に地方から就職された新入社員は、生活環境が急に変わるので、執務作業や生活等においてすべて未知の世界を歩くわけですから、どうしても緊張感におそわれ、都会人には考えられない失敗をする場合が多く、この失敗が火災に発展すると、焼死を伴う災害が出る例が過去に多くあります。

新入社員には、防火教育を必ず実施し、火気取り扱いの方法、作業に必要な火気の管理、危険物の取り扱い、消防設備の位置、構造、機能、点検の方法、そして使用の方法および避難など、また火災が起きた場合の措置、通報、消火等各事業所の樹立された消防計画にしたがって徹底させ社内における防火に対する認識を高めてください。

せっかく希望と期待をもって入社された人々に、万一災害など起こして期待を裏切らないよう会社側としても万全な防火態勢を確立しておく必要があります。

なお、新入社員の防火教養を行なう場合、消防署としても会社の御要望があればいつでも相談に応じます。

水曜図書室

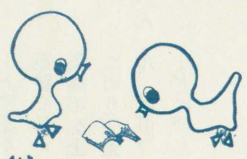

貸し出しもいたします
とき・毎週水曜午後1時～5時
ところ・狛江町集会所　土橋敬静員会

ゴミの収集が週二回になります

定時収集に御協力を!!

今まで和泉、小足立、覚東地域は四日目ごと（日曜、祭日がある場合は順延）にゴミを収集していましたが、皆さんがたの御不便を解消するとともに、ゴミが焼却場で燃えやすいように、今月から次のとおり週二回の定時収集制を全町にわたって実施します。

【収集日】

収集曜日と地域の組み合わせは次のとおりです。（図参照）

A地域　月曜日と木曜日
B地域　火曜日と金曜日
C地域　水曜日と土曜日

◉祭日は、作業を行ないません。次の収集日にまとめて収集します。（ただし、五月三日は収集作業を行ないます）

【ゴミの出し方】

一　従来どおり変わりありませんが、収集日には私道などじんかい車のはいりにくい家庭のゴミは時間を見計らってじんかい車の通行できるところまで持ち出してください。

二　収集日に門にかぎをかけて留守にするときは、ゴミ容器を使用せず、できるだけ紙などの燃えやすい袋に入れて門の外へ出していただけば、収集後の容器かたづけも必要なく容器の紛失も防げます。

三　特にポリ容器を使用の場合、生ゴミは燃えやすくするために、よく水分を切って、紙などに包んで出してください。

四　火災予防上紙類を自家焼却処分しないで、他のゴミといっしょに出してください。焼却場で補助燃料軽減にたいへん役立ちます。

五　ボール箱、木箱、木の枝等かさばるものは、収集能率向上のため、折りたたむか、短かく切るなどの方法で出してください。

六　収集後の容器は、交通障害、紛失防止、美観をそこねないためにも、すみやかにかたづけてください。

七　タタミ、木の枝等、一時に多量のゴミを出したいときは、事前に衛生課まで御連絡ください。

八　コンクリート容器からポリ容器切り替えにはたいへん御協力いただきありがとうございました。現在、コンクリート容器を使用中の御家庭も道路交通の妨げをなくし、収集能率を上げるためポリ容器に切り替えをお願いします。

九　河川、公共用地、あき地などに、みだりにゴミや危険物を捨てると清掃法によって処罰されますから御注意ください。

十　収集したゴミは、全部焼却していますが、灰とともにたくさんの不燃物が出ます。などは、町内に設置してある「危険物入れ」に、必ず、袋に入れるなど小さくまとめて出してください。

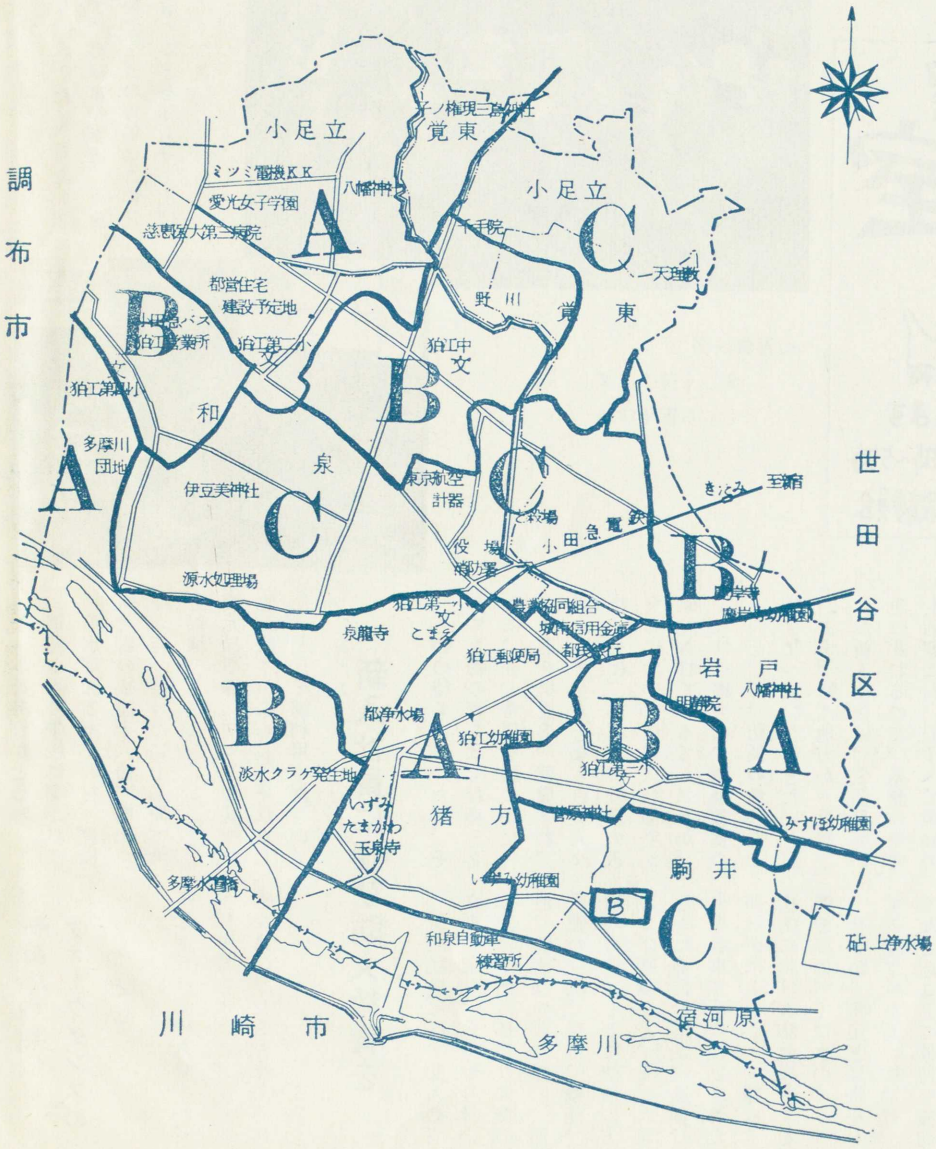

衛生強調旬間
4月10日から19日まで

みんなで春の大そうじをしましょう

家庭内外、町内いっせいに大そうじをして、殺虫剤をまきましょう。みんなが清潔で快適な生活をするためには、日常生活を通じて生活環境を清潔で健康的なものにし、生活の向上を図ることが必要です。

全国的に環境衛生の浄化が叫ばれていますが、これに対して、町では四月十日から十九日までを、「衛生強調旬間」としました。

また、四月十一日から二十日まで、大そうじ用の殺虫剤を無料で配布します（十ページの殺虫剤無料配布の日程表参照）のでこの期間内に各家庭、各地区ごとに清掃をし、そしてカとハエのいない清潔できれいなのところへ一か所にまとめてこの旬間中に御連絡いただければ収集します。

側溝、下水等の泥土も、この旬間中に御連絡いただければ、水分がよく切れてから収集します。

町にしましょう。

なお、この大そうじにより出たゴミ等は、危険物とは別

米飯提供業者は登録を

飲食店などで、米飯を提供しているかたは、食糧管理法により米飯提供業者登録をしなければなりません。

なお登録手続きには、次のものが必要です。

1 登録申請書（住民課窓口にあります）
2 保健所の営業許可証
3 印鑑
4 登録手数料 九百円

登録証は、申請書を提出してから三十日以内に役場を経て交付されます。

この登録の有効期間は、登録を受けた日から翌年の三月三十一日までです。

お問い合わせは住民課第二係へ。

母子保健教室開催

よい子を育てるおかあさんがたのために母親学級の形式を短縮して講演と映画の会を行ないます。

日時場所 四月二十五日午後一時 役場第一会議室

対象者 妊娠中のかた。これから結婚されるかた。

内容 講演と映画により妊娠の生理、分べん、さんじょくの経過、妊産婦の栄養について。

お問い合わせは福祉課へ。

猟銃、空気銃の講習会は四月十二日に

四月十二日午前八時三十分から調布警察署二階講堂で猟銃、空気銃の講習会を行ないます。

申込期間 四月十日まで。

申込方法 猟銃、空気銃講習申込書一通、写真一枚に受講手数料五百円を添えて調布警察署に申し込んでください。

なお、この講習会は毎月一回行なっていますので、詳しくは調布警察署へお問い合わせください。〈調布警察署〉

自動車運転免許の申請に医師の診断書が必要になりました

四月一日から、運転免許の試験、免許証の更新の申請をする場合は、申請者が精神病者、精神薄弱児、てんかん病者、アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤等の中毒者でないことを証明する医師の診断書（申請前六か月以内に受けた診断）が必要です。

自衛官募集！

いま防衛庁では陸・海・空の隊員を，次の要領で募集しています。

応募資格
入隊する月の1日現在で18歳以上25歳未満の日本国籍の男子で学歴は問いません。

志願の手続き
志願票の請求および提出は，役場住民課，自衛隊東京地方連絡部立川出張所（立川市曙町3の216）で受け付けています。

試験科目
簡単な学科試験〔国語（作文を含む）数学，社会〕口述試験，身体検査，なお自衛官応募については住民課へお問い合わせください。

今月の相談

人権身の上相談
日時 二十日（木）午後一時から四時
場所 役場
担当 人権擁護委員
本領信治郎氏
吉原 隆次氏

行政苦情相談
日時 二十一日（金）午後一時から四時
場所 役場
担当 行政相談委員
宮崎武雄氏

育児家族計画相談
日時 五日（水）二十一日（金）午後一時半から二時半
場所 役場・集会所
担当 医師・保健婦・指導員

法律相談
日時 十三（木）・二十七日（木）午前九時から十二時
場所 役場
担当 弁護士 毛利秀之氏

衛生掲示板

予防注射は必ず受けましょう

今月行なう予防注射は、次のとおりです。該当者および未終了者は必ず受けてください。

◉種痘　第一期は生後二か月から十二か月に至る期間に接種し、六日から八日後に必ず検診を受けなければなりません。

◉腸パラチフス　第一期は生後三歳から四歳の期間に一週間間隔で三回行ないます。第二期は第一期終了後六十歳まで毎年一回行ないます。

月	日	曜	種別	会場	時間	該当者
四	一	土	第一期種痘（接種）	第四小学校	午後一時三十分～二時二十分	昭和四十一年七月一日～昭和四十一年十二月三十一日
				第二小学校	午後三時～三時五十分	
	三	月		第三小学校	午後一時三分～二時二十分	
				狛江集会所	午後三時～三時五十分	
	八	土	第一期種痘（検診）	第四小学校	午後一時三分～二時二十分	第一期未終了者
				第二小学校	午後三時～三時五十分	
	十	月		第三小学校	午後一時三分～二時二十分	
				狛江集会所	午後三時～三時五十分	
	十一	火	腸パラチフス第一回	第四小学校	午後一時～一時三十分	昭和三十八年四月十一日～昭和三十九年四月十日
	十二	水		第三小学校		
	十三	木		第一中学校		
	十四	金		第二小学校		
	十八	火		第一小学校		
	十九	水		第二中学校		
	二十	木		第四小学校		
	二十一	金	腸パラチフス第二回	第三小学校	午後一時三十分～二時五十分	第一期未終了者および満六十歳まで毎年一回
	二十二	土		第一中学校		
	二十五	火		第二小学校		
	二十六	水		第一小学校		
	二十七	木	腸パラチフス第三回	第四小学校		
	二十八	金		第三小学校		

狂犬病予防注射のお知らせ

飼い犬は毎年一回登録をし、春秋二回の予防注射を受けなければなりません。

登録と春の予防注射を次のとおり行ないますので必ず受けてください。

登録手数料　三百円
注射手数料　百七十円
注射済票交付手数料　三十円
合計　五百円

◉犬は清潔にし、首輪をしっかりつけて来てください。

◉時間厳守、雨天でも実施します。

月	日	曜	時間と会場
四	五	水	午前十時～十一時三十分　午後一時三十分～三時三十分　駒井旧消防詰所　岩戸公民館
	六	木	覚東天理教会　第二小学校校庭
	七	金	三友アパート広場　狛江町役場

越冬駆除用殺虫剤無料配布

四月は冬を越した害虫を退治するのにいちばん良い時期です。

今退治するカやハエは夏に何百匹退治したのと同じになります。この時期に殺虫剤をまき、これからふえるカやハエを今のうちに徹底的に駆除しましょう。

配布する薬剤は、スミチオン乳剤二百ccです。容器を持ってお近くの場所においでください。配布のとき説明書を渡しますからよく読んで使ってください。牛乳等とまちがえて幼児が飲まないよう保管にはじゅうぶん注意して子どもの手が届かない場所に置くようにしてください。

月	日	字別	場所と時間
四月	十一日	和泉	午前九時半～十一時半　竹内宅前和泉一番地
			午後一時半～三時半　名古屋来店
			名古屋工務店前　第二小学校
四月	十二日	和泉	白井一三宅前　旧田中橋
			伊豆美神社　防衛庁グランド正門
四月	十三日	和泉	二葉薬局前　藤田医院前
			喜久ノ湯前　五代橋
四月	十四日	和泉	銀行町南清水　狛江花鳥園
			狛江湯　役場
四月	十五日	和泉	村上農園　泉竜寺正門
			和泉湯　及川洋品店前
四月	十六日	猪方	野沢医院前　猪方火の見やぐら
			谷津田左官工業所前　菅原神社
四月	十七日	小足立	三島神社境内　寺西菓子店前
			小足立都営住宅　奥河商店前
四月	十八日	和泉猪方駒井	三友アパート広場　三菱化成アパート横
			谷田部猪方米店横　駒井旧消防詰所
四月	十九日	駒井	日枝神社　岩戸駐在所前
		岩戸	明静院境内　慶岸寺境内
四月	二十日	覚東	宿屋敷十字路　覚東天理教
		岩戸	久野米店横　覚東角、電研裏